

令和8年度第1回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和8年7月24日（金） 午前10時00分～午後0時15分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎7階701号室

3 会議の議題

- (1) 報告第1号 岡崎市図書館交流プラザ（景観眺望保全地区内）の
太陽光発電設備の更新について
- (2) 報告第2号 ふるさと景観資産の選定解除について
- (3) 報告第3号 乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））の
景観保全型広告整備地区の指定について
- (4) 報告第4号 岡崎百十景の実施について

4 会議に出席した委員（12名）

学識経験者	杉野 丞
学識経験者	森 真弓
学識経験者	宮崎 晋一
学識経験者	船橋 仁奈
学識経験者	阿部 順子
学識経験者	長谷川 明子
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	島津 達雄
各種団体	天野 裕
各種団体	奥野 幸子
公募市民	月東 佳寿美
公募市民	近藤 美智

5 事務局

都市政策部長	吉居 誉治
都市政策部まちづくり推進課 課長	山本 隆司
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係係長	大森 裕美
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係主査	細野 貴子
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係主査	浅井 幸恵
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係技師	林 弘成
環境部ゼロカーボンシティ推進課 事業企画係係長	武藤 康弘
環境部ゼロカーボンシティ推進課 事業企画係技師	森 大知
都市基盤部公園緑地課 計画整備係係長	津呂 幸治

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、報告第4号を非公開とし、他3件を公開とする旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 会長の互選・会長職代理及び議事録署名者の指名

宮崎委員より杉野委員を推薦する旨の発言がなされ、満場一致で杉野委員が会長となった。

杉野会長が会長職代理者として森委員を指名し、議事録署名者に中根委員及び奥野委員を指名した。

8 報告第1号 岡崎市図書館交流プラザ（景観眺望保全地区内）の太陽光発電設備の更新について

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（ゼロカーボンシティ推進課）から説明が行われた。

- (1) 事業概要
- (2) 整備概要及びビスタラインとの位置関係
- (3) 整備スケジュール
- (4) PPA 事業者募集時の整備要件
- (5) PPA 事業者からの提案内容

事務局説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

中根委員

太陽光パネルの設置主体は岡崎市か事業者か。景観上は市の建築物の現状変更を行う形だが、届出等は市が自分の施設として提出するのか、あくまで事業者が設置者として提出するのか。

事務局

PPA 方式は市が事業者に敷地を貸し、事業者が主体となって整備・運営を行うものである。そのため、設置主体は事業者であり、届出等も事業者が行う。

島津委員

市のメリットはどのようなものか。

事務局

電気料金を削減することができる。年間約 180 万円削減できる見込みである。

宮崎委員

図書館交流プラザにはビスタラインを意識した既設の太陽光パネル、堀の形を意識したトップライトが配置されているが、建築のもともと持っているコンセプトを大事にして太陽光パネルを配置していただくことはできないか。

事務局

耐荷重等の問題もあり、資料でお示しした配置になっている。既設の太陽光パネルはビスタラインを意識しており、事務局としても最低限は守っていきたい部分であるため、既設の架台は流用して太陽光パネルを更新する。その他の部分に関しては、いただいた意見を事業者に共有し、少しでも良い形で整備できるよう努めていく。

天野委員

景観条例の趣旨からはずれるかもしれないが、天守からの眺望だけでなく航空写真からの見え方も意識したほうが良いのではないか。募集要件の設置候補箇所が技術的に決められた部分だと思うが、景観に配慮されていない印象を受ける。募集要件に技術的な部分と景観的な部分を調整することを含めたほうが良かったのではないか。

事務局

事業者を評価する項目の中で景観配慮という項目で点数付けはしている。ただ、空から見た景観等の踏み込んだ提案を行う事業者はいなかった。いただいた意見を事業者に共有し、少しでも良い形で整備できるよう努めていく。

奥野委員

今後、維持管理の中で一部取り換えなども発生すると思うが、廃番等で当初と同じものを設置できない場合、違和感のないパネルの選定や反射率等の仕様を再検討する仕組みづくりを行っていただきたい。

事務局

現在、事業者から提案いただいているパネル自体はオールブラック仕様で反射率も低いものが選定されている。実際に廃番等で製品が変更になった場合は、違和感のないパネルの選定を行っていただけるよう事業者に共有させていただく。

杉野会長

太陽光パネルの耐用年数は何年を想定しているか。

事務局

法定耐用年数は 17 年程度だが、設置から 30 年程度経っても発電効率を保ち、使い続けられることを確認している。本事業自体が 20 年のため、設置した太陽光パネルを使い続け 20 年後に撤去等を検討していく。

船橋委員

今回設置のパネルは、既設のパネルに対して直交するような東西方向に配置されている。高さ基準だけでみれば数字的には景観的には問題ないという評価はできると思うが、もう少し景観に配慮した配置計画があるのではないかと思う。耐荷重の問題はわからないが既設の太陽光パネルにバッファをもたせる配置はできないか。今回の提案はどちらかというと技術的な面や既設の建築に対する構造的な観点で配置されているため、景観的な視点での配慮の検討の余地があると思う。

事務局

募集時の設置範囲は、耐荷重をもとに設定している。景観的に配慮した範囲ではないため、いただいた意見を事業者に共有し、少しでも良い形で整備できるよう努めていく。

天野委員

今回のパネルの色はブラックということだが、屋根が白ベースのため、航空写真で見たときにコントラストが強く、太陽光パネルの線形が浮かび上がってくると思う。性能的な面も加味する必要があると思うが、屋根の色に寄せることは可能か。

事務局

いただいた意見を事業者に共有し、検討させていただく。

議長が報告第 1 号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

9 報告第 2 号 ふるさと景観資産の選定解除について

議長が報告第 2 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（公園緑地課）から説明が行われた。

- (1) ふるさと景観資産について
- (2) ふるさとの名木一覧表
- (3) 岡崎公園の大むくのき概要

事務局説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

天野委員

回復の見込みが難しいことに関しては致し方ないと思うため、伐採は問題ない。ただ、ふるさとの名木として指定されているということは地域の象徴であり歴史がある。伐採した樹木をごみとして捨てるのではなく、有効活用できないか。切られた街路樹を使ってみんなで箸を作るといった事例もある。木との別れ方をデザインするという考え方をしてもらいたい。次に解除される機会には木とのお別れの仕方、どういう残し方をするとよいかを検討していただきたい。

事務局

今回は、緊急の対応だったため、有効活用まではできていない。今後はふるさとの名木は個人所有が多いため、切る前に連絡をいただき地元への周知とあわせて有効活用を検討していきたい。

杉野会長

近年、大木の倒木というようなこともよく聞くが、その後の処置は所有者や地域の方々と検討していただき名木の価値が後々に繋がるような施策をお願いしたい。

ふるさとの名木の中に岡崎公園の大むくのきと岡崎公園の大黒松があるが、岡崎公園が岡崎城公園に名称変更されているが、ふるさとの名木も名称変更するのか。

事務局

指定の際に名称を決めているため、名称を変更する予定はない。

島津委員

指定した名木はいつ樹木医が確認するのか。

事務局

登録当初に 1 度確認をしている。毎年、年間報告書を提出していただいております、弱っている木は職員が確認し、必要に応じて樹木医にも確認してもらっている。

島津委員

指定している名木の件数が多いと思う。管理するにも費用や人手もかかるため、精査しないと解除ばかりになってしまう。

月東委員

ふるさとの名木が減っていく中で、ふるさとの名木について子ども達への周知はどうなっているか。

事務局

現状、ふるさとの名木について子どもたちへの周知は十分にできていない。子ども達へは緑の勉強会という形で樹木医にお願いして講座を開いているため、今後は講座と関連付けて周知を検討していきたい。

長谷川委員

樹木伐採後の萌芽更新への対応はどうしているか。また、根が枯れてくると石垣に影響が出るのが懸念されるため、今後管理者の方にはどういう対応をしていくは報告していただきたい。樹木の利活用についても今後の審議会の中で示していただきたい。

杉野会長

倒木の危険もあるため伐採はやむを得ないが、伐採後のさまざまな問題に関して事務局で検討し、今後の審議会で提案していただきたい。

議長が報告第2号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 報告第3号 乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））の 景観保全型広告整備地区の指定について

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（まちづくり推進課）から説明が行われた。

- (1) 屋外広告物について
- (2) 景観保全型広告整備地区について
- (3) 中心市街地における景観まちづくりについて
- (4) 乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））景観保全型広告整備地区について
- (5) 指定検討のスケジュール

事務局説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

杉野会長

今回出席していない委員も含め、後日事務局に意見を寄せることは可能か。

事務局

問題ない。

議長が報告第3号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

11 報告第4号 岡崎百十景の実施について

【報告第4号については非公開】

12 その他連絡事項について

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和8年度第1回岡崎市景観審議会を閉会した。